

設 立 総 会 次 第

日 時：令和 2 年 8 月 3 日（月）

午前 1 0 時から

会 場：千曲市役所 3 階 301 会議室

1 開 会

2 千曲市長あいさつ

3 委嘱書交付

4 自己紹介

5 日本遺産認定について

6 仮議長選出

7 議 事

（1）議案第 1 号 千曲市日本遺産推進協議会規約（案）について

（2）議案第 2 号 役員の選出について

（3）議案第 3 号 令和 2 年度事業計画（案）について

（4）議案第 4 号 令和 2 年度収支予算（案）について

（5）その他

8 その他

9 閉 会

令和2年8月3日

千曲市日本遺産推進協議会

設立総会議案書



月の都 千曲

— 姨捨の棚田がつくる摩訶不思議な月景色「田毎の月」 —



日本遺産

JAPAN HERITAGE

議案第1号

千曲市日本遺産推進協議会規約（案）について

千曲市日本遺産推進協議会規約

（名称）

第1条 本会は、千曲市日本遺産推進協議会（以下「協議会」という。）という。

（目的）

第2条 協議会は千曲市固有の歴史文化を物語る日本遺産（以下「日本遺産」という。）を通じた文化遺産の保護、観光振興、まちづくり及び人材育成等を行うことで、地域の活性化を図ることを目的とする。

（事業）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 人材育成に関する事業
- (2) 普及啓発、情報発信に関する事業
- (3) 調査研究に関する事業
- (4) 公開活用のための保存・整備に関する事業
- (5) その他、日本遺産に関する事業

（組織）

第4条 協議会は次に掲げる団体等で構成し、団体等から選出された者が委員となる。

長野県
長野県教育委員会
千曲商工会議所
戸倉上山田商工会
科野青年会議所
戸倉上山田温泉旅館組合連合会
千曲棚田保全推進会議
千曲市区長会連合会
東日本旅客鉄道株式会社長野支社
しなの鉄道株式会社
東日本高速道路株式会社
千曲市
千曲市教育委員会

2 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。

3 任期中に委員が欠けた時、後任委員の任期は前任委員の在任期間とする。

（役員）

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監 事 2名

2 会長は、千曲市長とし、副会長及び監事は会長の指名による。

(オブザーバー及びアドバイザー)

第6条 協議会には、オブザーバー及びアドバイザーを置くことができる。

2 オブザーバー及びアドバイザーは、会長が指名する。

3 オブザーバー及びアドバイザーは、会議に出席し、意見を述べることができる。

(役員の職務)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職を代理する。

(財務)

第8条 協議会の要する経費は、補助金、寄付金、その他の収入をもってこれに充てる。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会議)

第9条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数を持て決し、可否同数の時は議長の決するところとする。

4 会議の運営上必要があると認められるときは、委員以外の者を会議に出席を求め、意見等を聞くことができる。

5 会議は、公開とする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、会議の公正が害される恐れがあると認められるとき、その他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

6 会長は、会議終了後、速やかに議事録を作成し、これを公表する。ただし、非公開とした議事については、非公表とする。

(企画委員会)

第10条 協議会には、必要に応じて企画委員会を設けることができる。

2 企画委員会は、協議会委員及び企画委員会の趣旨に賛同した者をもって組織する。

3 企画委員会に企画委員長1人及び副企画委員長若干名を置き、企画委員の互選により定める。

4 企画委員会は企画委員長が招集し、会議の議長となる。

5 企画委員会は、必要に応じ内規を設け、事業を行うことができる。

(規約の変更)

第11条 この規約の変更は、会議出席委員の3分の2以上をもって決し、可否同数の時は議長の決するところとする。

(解散)

第12条 協議会は、所期の目的を達したとき、委員の総意に基づき、解散するものとする。

(事務局)

第 13 条 協議会の事務局は、千曲市役所内に置く。

(補則)

第 14 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規約は、令和 2 年 月 日から施行する。

役員の選任について

役 職	役 員 名	選出団体
会 長		
副会長		
監 事		
監 事		

令和2年度事業計画（案）について

○千曲市日本遺産推進協議会

- ・千曲市日本遺産推進協議会設立総会について

期日：8月3日（月）

場所：市役所 301 会議室

内容：千曲市日本遺産推進協議会規約（案）について

役員の選任について

令和2年度事業計画（案）について

令和2年度収支予算（案）について

○事業

7 ページ附属資料参照

- (1)人材育成事業
- (2)調査研究事業
- (3)情報発信事業
- (4)活用整備事業

○実施方法

企画委員会を事業ごとに設置し、事業実施する。それぞれの企画委員会では、行政（関係課職員）、市民団体等、アドバイザーにより検討を行っていく。

○事業の進行管理と評価

- ・外部へ委託し、構成文化財の現状、誘客数などを調査し、その結果について評価を得る。
- ・実施成果及び評価については次年度以降の事業に反映させる。

議案第4号

令和2年度収支予算（案）について

【収入の部】

（単位：千円）

科 目	本年度予算額	内 訳
補助金負担金	44,704	国補助金(30,542千円) 市負担金(14,162千円)
借 入 金	30,542	市借入金
雑 入	1	預金利息等
合 計	75,247	

【支出の部】

（単位：千円）

科 目	本年度予算額	内 訳
事 業 費	人材育成事業	1,524 日本遺産ガイド養成講座 アドバイザー依頼
	調査研究事業	3,663 来訪者動向分析調査委託
	情報発信事業	2,691 ホームページ作成 簡易パンフレット作成配布
	活用整備事業	35,974 日本遺産センター開設 誘導道路標識設置
事 務 費	会議費及び 事務諸経費	852 振込手数料、郵便料、旅費 会議資料印刷、消耗品 日本遺産連盟負担金 等
借入金返還費	借入金返還費	30,542 市借入金返済
予 備 費	予 備 費	1
合 計	75,247	

事業概要（事業費の内訳）

1 人材育成事業 1,524 千円

- (1) 日本遺産「月の都 千曲」ガイド養成 534 千円

【概要】

市民の観光ガイド養成と生涯学習を目的として、市内にある市内各種ガイド団体と連携の下に「日本遺産ガイド養成講座」を開設する。養成講座受講者やサポーターにより、日本遺産センターや主な構成文化財、ツアー等の案内・説明を行い、来訪者と地元住民の交流の場としても活かす。

- (2) アドバイザーによる協議会・企画委員会や事業への指導と助言 990 千円

【概要】

規約のとおりアドバイザーをおいて、その指導や助言により協議会・企画委員会・事業を行う。現在2名を想定しており、ガイド養成事業への参画による人材育成への関与も行う。

2 普及啓発事業 0円

新型コロナウイルス感染防止対策の観点から、誘客活動や多数を集客する事業については次年度以降の実施とし、市民や関係団体を対象とした少人数の勉強会・研修会について依頼に基づき順次実施する。

3 調査研究事業 3,663 千円

- (1) 来訪者の動向分析調査の実施 3,663 千円

【概要】

入込客数・満足度・受入側の対応調査等を行い、誘客戦略や観光戦略へ活かす。調査分析は、市民団体や企業や関係団体の協力を得て行う。事業実施3年後に成果を定量的・定性的に分析し、より細かい目標と継続性・相乗効果の観点から評価を行い、事業進捗へ反映させる。

4 情報発信事業 2,691 千円

(1) 日本遺産「月の都 千曲」Web サイトの制作 2,233 千円

【概要】

「月の都 千曲」のブランドの確立を図り、日本遺産により代表される文化財群の魅力を広く情報発信することにより知名度や集客力の向上を図る。SNS やスマートフォンにも対応できるサイトを作成する。

(2) 簡易版パンフレットの作成 458 千円

【概要】

日本遺産の早急な周知を進めるため、簡易版パンフレットを作成し、訪問者だけでなく、全国に配布できるよう手配する。

5 活用整備事業 35,974 千円

(1) 日本遺産センター開設 31,706 千円

【概要】

姨捨観光会館を改修し、姨捨棚田周辺への来訪者の見学を行うための拠点として日本遺産センターを開設する。

センター内には、ストーリーの紹介コーナーのほか、飲食・休憩スペースを備えるとともに、日本遺産ガイド等が来訪者に説明する機能を持つものとした。

(2) 設置 4,268 千円

【概要】

誘導道路標識を国道 18 号の上下線沿い（千曲市栗佐）に 2 基設置する。

